

中央区認可地縁団体印鑑規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月三十日

中央区長 山 本 泰



中央区規則第五十二号

中央区認可地縁団体印鑑規則の一部を改正する規則

中央区認可地縁団体印鑑規則（平成四年十一月中央区規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二十一条第二項」を「第十八条の三第一項」に改める。

第十四条中「第十九条第一項第一号ト」を「第十八条の三第一項第七号」に改める。

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。



中央区告示第二百三十八号

中央区道路占用規則（昭和五十二年十月中央区規則第四十四号）第十七条に規定する道路の復旧工事に伴う費用について、別紙のとおり定め、令和八年十月一日から施行する。ただし、この徴収単価によることが困難なものについては、別途算出した単価による。

なお、この告示の施行の日前に掘削復旧面積又は掘削復旧延長を確認したものについては、従前の例による。

また、令和七年中央区告示第二百四十四号は、廃止する。

令和八年九月三十日

中央区長 山 本 泰



第一 道路掘削復旧工事監督事務費徴収単価表（右側、昼間単価・左側、夜間単価）

工 種	単位	徴 収 金 額 (円)		
		A	B	C
1 車道アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装) 二五型	一平方メートルにつき	三・七六〇	二・七五〇	一・一七〇
2 車道アスファルトコンクリート舗装 二五型	"	五・〇五〇	三・六四〇	一・三一〇
3 車道アスファルトコンクリート舗装 四〇型	"	三・五〇〇	二・五六〇	九一〇
4 車道アスファルトコンクリート舗装 五〇型	"	四・七二〇	三・四六〇	一・〇三〇
5 車道アスファルトコンクリート舗装 六〇型	"	四・五三〇	三・三二〇	一・二五〇
6 車道アスファルトコンクリート舗装 六五型	"	六・一〇〇	四・四七〇	一・四二〇
7 車道インターロッキング舗装 二二型	"	五・二八〇	三・八七〇	一・五八〇
8 車道インターロッキング舗装 三五型	"	七・〇八〇	五・一三〇	一・七七〇
9 遮熱性舗装	"	八・六九〇	六・三七〇	二・〇六〇
10 薄層カラー舗装	"	七・〇八〇	五・一九〇	二・二五〇
11 車道アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装) 二五型 (路盤)	"	九・三二〇	六・八二〇	二・五一〇
12 車道アスファルトコンクリート舗装 二五型 (路盤)	"	四・〇九〇	二・九〇〇	
13 車道アスファルトコンクリート舗装 四〇型 (路盤)	"	五・二八〇	三・七六〇	
14 車道アスファルトコンクリート舗装 五〇型 (路盤)	"	五・一一〇	三・六五〇	
15 車道アスファルトコンクリート舗装 六〇型 (路盤)	"	六・六五〇	四・七六〇	
16 車道アスファルトコンクリート舗装 六五型 (路盤)	"	一・三一〇	九六〇	九〇〇
17 歩道舗装(アスファルトコンクリート) 厚一四センチメートル	"	一・四三〇	一・〇四〇	九七〇
18 歩道乗り入れ舗装(アスファルトコンクリート) 厚二五センチメートル	"	一・一三〇	六九〇	六四〇
19 歩道インターロッキング 厚一八センチメートル	"	一・二四〇	七六〇	七一〇
20 歩道インターロッキング 厚二七センチメートル	"	一・五四〇	一・一三〇	四二〇
21 歩道擬石タイル舗装 厚一八センチメートル	"	二・〇六〇	一・五一〇	四七〇
22 歩道擬石タイル舗装 厚三五センチメートル	"	一・〇五〇	七七〇	三四〇
23 街渠	一メートルにつき	一・四〇〇	一・〇二〇	四〇〇
		二・七八〇	二・〇四〇	八〇〇
		二・三七〇	一・七四〇	七五〇
		三・一七〇	二・三二〇	八八〇
		二・八三〇	二・〇七〇	九四〇
		三・七九〇	二・七八〇	一・一二〇
		二・〇二〇	一・四八〇	
		二・七一〇	一・九八〇	
		三・五五〇	二・六〇〇	
		四・七六〇	三・四八〇	
		三・一一〇	二・一九〇	
		三・八八〇	二・七四〇	
		四・四七〇	三・一六〇	
		五・七九〇	四・一〇〇	
		八・七九〇	六・四一〇	
		一〇・〇三〇	七・三一〇	
		一・一三〇	八・一五〇	
		一三・五〇〇	九・八九〇	
		五・九四〇	四・三五〇	三・四〇〇
		七・三七〇	五・四〇〇	四・〇五〇

工 種	単 位	徴 収 金 額 (円)		
		A	B	C
4 2 5 2 6 2 7 2 8 2 9 2 0 3 1 3 2 3 3 4 3 5 3 6 3	街渠用集水枡	一基につき 一八、一〇〇 二二、一三〇		
	L形側溝	一メートルにつき 三、七一〇 五、〇二〇	二、七二〇 三、六八〇	
	L形側溝(上部改造)	" 二、七三〇 三、五九〇	一、七三〇 二、二四〇	
	L形側溝(補強部)	" 五、八五〇 七、八三〇	三、八九〇 五、一七〇	
	L形側溝用集水枡	一基につき 一、九三〇 一三、九六〇		
	歩道止石	一メートルにつき 二、三七〇 三、二九〇	一、七四〇 二、四一〇	
	歩道止石(上部改造)	" 一、三九〇 一、八七〇	九一〇 一、二一〇	
	境石	" 一、六二〇 二、二八〇	一、一九〇 一、六七〇	
	境石(上部改造)	" 一、〇三〇 一、四二〇	七五〇 一、〇四〇	
	境石(補強部)	" 二、〇二〇 二、六六〇	一、四八〇 一、九五〇	
	歩道植樹帯縁石	" 一、七八〇 二、四三〇	一、三一〇 一、七八〇	
	並木枡	一基につき 五、一五〇 六、七五〇		
	取付管	一メートルにつき 六、一九〇 七、八五〇		

第二 道路掘削復旧工事費単価表（右側、昼間単価・左側、夜間単価）

工 種	単 位	工 事 単 価 (円)		
		A	B	C
1 車道アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装) 二五型	1平方メートルにつき	七五、一二七 一〇一、〇八六	五五、〇二八 七二、七三八	二三、三二二 二六、二六七
2 車道アスファルトコンクリート舗装 二五型	"	六九、九〇五 九四、三八五	五一、一九六 六九、一二〇	一八、二五一 二〇、五三一
3 車道アスファルトコンクリート舗装 四〇型	"	九〇、五八九 一二二、〇八四	六六、三四九 八九、四一一	二四、九四九 二八、四五二
4 車道アスファルトコンクリート舗装 五〇型	"	一〇五、五五九 一四〇、〇四四	七七、三〇五 一〇二、五七〇	三一、五七九 三五、三一六
5 車道アスファルトコンクリート舗装 六〇型	"	一三二、四六三 一七三、八五三	九七、〇〇九 一二七、三二七	四一、二一一 四五、三六八
6 車道アスファルトコンクリート舗装 六五型	"	一四一、五九二 一八六、三〇六	一〇三、六九八 一三六、四四五	四四、九七三 五〇、二〇二
7 車道インターロッキング舗装 二二型	"	八一、八五七 一〇五、六二四	五八、〇八三 七五、二四九	
8 車道インターロッキング舗装 三五型	"	一〇二、一六〇 一三二、九九六	七二、九八七 九五、二九七	
9 遮熱性舗装	"	二六、二二五 二八、五二七	一九、二〇三 二〇、八八九	一七、九〇八 一九、四八〇
0 薄層カラー舗装	"	二二、五二五 二四、七七〇	一三、七五一 一五、二二〇	一二、八二三 一四、一〇七
1 車道アスファルトコンクリート舗装 (透水性舗装) 二五型 (路盤)	"	四五、九七二 六〇、五一一	三二、七七九 四三、〇二七	一五、三三一 一七、四四八
2 車道アスファルトコンクリート舗装 二五型 (路盤)	"	四九、四七三 六七、一四五	三六、二四〇 四九、一七八	一一、七三八 一二、九二七
3 車道アスファルトコンクリート舗装 四〇型 (路盤)	"	四九、四七三 六七、一四五	三六、二四〇 四九、一七八	一一、七三八 一二、九二七
4 車道アスファルトコンクリート舗装 五〇型 (路盤)	"	五八、六三一 七七、四二九	四二、九四〇 五六、七一四	一六、八七九 一八、二二六
5 車道アスファルトコンクリート舗装 六〇型 (路盤)	"	八五、五三五 一一一、二三三	六二、六四三 八一、四六七	二六、五一一 二八、二七七
6 車道アスファルトコンクリート舗装 六五型 (路盤)	"	八五、五三五 一一一、二三三	六二、六四三 八一、四六七	二六、五一一 二八、二七七
7 歩道舗装(アスファルトコンクリート) 厚一四センチメートル	"	四〇、四七三 五四、一三一	二九、六五一 三九、六四四	
8 歩道乗り入れ舗装(アスファルトコンクリート) 厚二五センチメートル	"	七〇、九二六 九五、一四五	五一、九四六 六九、六八五	
9 歩道インターロッキング 厚一八センチメートル	"	六二、一六〇 七七、六二九	四三、七六七 五四、八二九	
0 歩道インターロッキング 厚二七センチメートル	"	八九、四八〇 一一五、八八一	六三、二二四 八二、〇七一	
1 歩道擬石タイル舗装 厚一八センチメートル	"	一七五、七〇六 二〇〇、六四七	一二八、二〇九 一四六、二六三	
2 歩道擬石タイル舗装 厚三五センチメートル	"	一二二、六六九 二七〇、〇三六	一六三、〇七七 一九七、七七三	
3 街渠	1メートルにつき	一一八、八一 一四七、三三八	八七、〇一一 一〇七、九〇二	六八、〇六二 八〇、九四五

	工 種	単 位	工 事 単 価 (円)		
			A	B	C
4	街渠用集水枡	一基につき	三六二・二二三		
2			四四二・六八四		
5	L形側溝	一メートルにつき	七四・二四七	五四・三七一	
2			一〇〇・四一八	七三・五三八	
6	L形側溝(上部改造)	"	五四・六六五	三四・五二二	
2			七一・八九六	四四・七八五	
7	L形側溝(補強部)	"	一一六・九八六	七七・八七二	
2			一五六・六四七	一〇三・四五四	
8	L形側溝用集水枡	一基につき	一三八・五三九		
2			二七九・一五四		
9	歩道止石	一メートルにつき	四七・四六五	三四・七六七	
2			六五・八九一	四八・二五一	
0	歩道止石(上部改造)	"	二七・七六〇	一八・二〇八	
3			三七・三二三	二四・一四〇	
1	境石	"	三二・四八七	二三・七八二	
3			四五・五八九	三三・三八二	
2	境石(上部改造)	"	二〇・五五九	一五・〇六五	
3			二八・四一六	二〇・八〇七	
3	境石(補強部)	"	四〇・三二二	一九・五三一	
3			五三・一四二	三八・九一六	
4	歩道植樹帯縁石	"	三五・六六二	二六・一一六	
3			四八・五〇二	三五・五二〇	
5	並木枡	一基につき	一〇三・〇九三		
3			一三五・〇四七		
6	取付管	一メートルにつき	一二三・七九九		
3			一五六・九六八		

付記

- 一 掘削復旧費の額は、現状に回復しうる舗装工種により、掘削復旧面積に本表の単価を乗じて得た額とする。
- 二 この場合、掘削復旧部分以外の舗装に損傷があると認めたときは、その範囲まで復旧面積とみなす。
徴収単価の適用区分は、掘削復旧面積に損傷があると認め、次に定めるところによる。
- 三 A 二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートルまでのもの又は二〇メートルを超え五〇〇メートルまでのもの
- 四 B 二〇平方メートルを超え五〇〇平方メートルまでのもの又は二〇メートルを超え五〇〇メートルまでのもの
- 五 C 五〇平方メートルを超え五〇〇メートルを超えるもの
- 六 掘削部分について、工種に異なるものがあるときは、各工種ごとの掘削復旧面積によるものとする。
- 七 その夜間施工の場合、掘削復旧費の徴収単価は、昼間工事単価に夜間工事単価を加えた額の二分之一にその消費税と監督事務費を加えたものとする。
- 八 この徴収単価によることが困難なものについては、別途算出した単価とする。